

10月は 「飼い主マナー 向上推進月間」です

～あなたの愛犬・愛猫は大丈夫ですか～

10月は「飼い主マナー向上推進月間」です。飼い主としてマナーを守り、人とペットの調和のとれた住みよい社会を作りましょう。

【問】環境課(三和庁舎) TEL76-1511



ペットに対して責任と愛情を

平成28年度、茨城県では約2,300匹の犬猫が、飼い主や譲渡先が見つからず殺処分されています。新たに生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊・去勢手術によって繁殖の制限を行いましょ。

犬や猫などの愛護動物を虐待したり遺棄したりすることは犯罪です。ペットの飼い主は終生飼育を心掛けましょ。

犬の登録・狂犬病予防注射を

狂犬病予防法により、犬の飼い主には生後90日を経過した犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。犬鑑札と予防注射済票を首輪などに必ず装着ましょ。

放し飼いはやめましょ

犬は放し飼いにせず、散歩するときは必ずリードをつけましょ。

また、猫には首輪や名札をつけ、室内飼育を心掛けましょ。

ふんは必ず持ち帰りましょ

放置したり、その場に埋めたりせずに、必ず持ち帰りましょ。

鳴き声・悪臭に気を付けましょ

無駄吠えしないように、日頃から適切に近づけましょ。また、ペットの小屋やその周辺をこまめに掃除して悪臭の発生を防ぐなど、飼育環境を清潔に保つように心掛けましょ。

野良犬・野良猫への餌付けはやめましょ

一時的な感情で餌付けをするのはやめましょ。結果的に交通事故や病気などで死亡する不幸な命を増やすことにもなります。

野良犬・野良猫に餌付けをした時点で飼い主とみなされ、その犬・猫が問題を起こした場合、責任を問われることがあります。

餌を与えるのであれば、他の人に迷惑をかけるよう責任を持って飼育ましょ。

迷子のペットは飼い主のもとへ

ペットが逃走したり、迷子のペットを保護した場合は、速やかに情報をお寄せください。

- ・市役所環境課
TEL76-1511
- ・茨城県動物指導センター
TEL0296-72-1200
- ・古河警察署
TEL30-0110

